

まにわ恭子 NEWS LETTER

VOL.65

発行日 / 2021年 8月 30日

発行者 / まにわ恭子 <http://ikiikihiroshima.jp/>

馬庭恭子事務所

〒730-0051
広島市中区大手町2-5-11-204
TEL/FAX 082-541-3151
ikiikihiroshima@lily.ocn.ne.jp

広島市議会議員控え室

TEL 082-504-2616
FAX 082-244-1620
Maniwa-k@giin.city.hiroshima.jp

🍷 恭子の議会つれづれ

広島市平和推進基本条例

嗚呼、平和を希求し、崇高な理念で作成をめざした条例でしたのに、途中から迷走し、残念なものになってしまいました。私はこの条例に納得がいかなかったもので、本会議で反対討論を行いました。

まず、検討委員会では委員会のひとりが反対すると修正できず、元の素案に戻ってしまうというおかしなルールがあります。「全会一致」でまとめるという事なのですが、決定は多数決にすべきです。そうでなければ検討する意味がありません。

次に、素案には入っていなかった「核禁止条約の発効」の文言は入れることができましたが、基軸である「日本国憲法」が書き込まれず、平和の定義は「核兵器のみ」になっており、被爆援護や平和学習も見当たりませんでした。

そして、平和式典を「厳粛な中で行うものとする」について私は表現の自由を規制することになるので削除すべきと訴えましたが、結局素案のままとなり、本会議で賛成多数で可決となりました。平和記念式典において、議長はこの条例を作ったことを高らかに読み上げましたが、私は納得がいきませんでした。

76年を迎える8月6日、式典で市長は平和宣言で一刻も早く条約に参加するよう求めましたが、菅首相は核軍縮を進めるために各国と橋渡しをすると述べ条約には触れず、その上、原稿の読み飛ばし！ノリがくっついていてと弁明し謝罪をしました。それだけでなく、8月9日の長崎平和祈念式典には遅刻という報道。一国の代表がこの有様では情けないばかりです。9月の総裁選の行方はどのようになることやら。

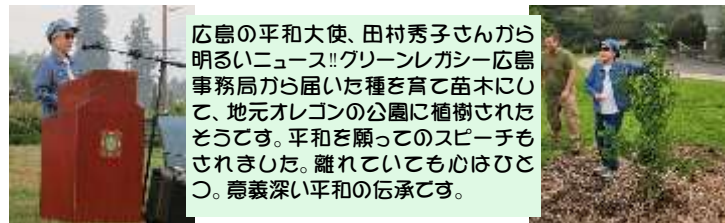
被買収議員が不起訴？！

広島県の政治を激震させた河井元法相の買収事件は、結果的に「買収された議員全員不起訴」という決定となりました。納得できない！という市民の声がメールで、FAXで、たくさん寄せられました。どうしてこんな結論になるのか… このままでは「無理やりねじ込まれたから仕方なく～」と言い訳すれば、見つかっても罪に問われないという前例を作ってしまうことになりませぬ。厳正に処分されないと、同じような事件が繰り返される、つまり「いくらでもカネはばらまかれる」こととなりかねませぬ。早速、市民団体が検察審査会に申し立てをしましたが、これからどう判断されるのか。

被買収議員は「ホッとした」という人もいれば「これからどうなるか」と不安顔の人も。検察審査会は市民8人による合議で決定されますが、100人に及ぶ議員の調書を読み込み決定するのは相当の時間がかかります。

いちばん気がかりなのは、公職選挙法の公訴時効です。来年の3月には時効となるため、審査に時間がかかると時効を迎え、全く「おとがめなし」で誰も責任を取ることもしないままになります。そして令和5(2023)年には地方統一選挙。責任を取らない被買収議員だらけの広島を誰に託せばよいのでしょうか？

結論がはっきりしなければ市民の怒りは大きくなります。政治不信を招き、政界を大混乱させた「政治とカネ」をなかったことにさせてはいけません。



広島の平和大使、田村秀子さんから明るいニュース!!グリーンレガシー広島事務局から届いた種を育て苗木にして、地元オレゴンの公園に植樹されたそうです。平和を願ってのスピーチもされました。離れていても心はひとつ。意義深い平和の伝承です。

市議会

こぼれ話

広島市議会棟は新型コロナウイルスによりすっかり様変わりしました。至る所に設置している消毒液をまんべんなく手に擦り込み、玄関もトイレも廊下も会派控室も棟内を動いています。控室では透明のアクリル板越しに話をします。幸いにも市議会議員がウィルス感染したということもなく現在に至っています。

しかし、新型コロナウイルス感染は予防策もワクチンもありますが、大買収の河井ウィルス感染した議員には身

の「処し方」「在り方」が問われます。

ひとりの議員が、河井買収事件の公判で「もらったお金を地元の団体に寄付した」と証言し、市議会における説明の場では「その団体から返金があった」と説明しました。市民団体から寄付行為は違反であると指摘があり告発されると、今度は「市民団体には寄付していない」と説明しています。話が二転三転。

真実を語れない人が議員であるという事実が情けないです。



●平和行政における市長の矛盾

昭和24(1949)年制定の広島平和記念都市建設法の第6条に「広島市長の責務として、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない」と明記されています。歴代の市長は時代の流れを見据えながら、それぞれに特徴がある市政運営を図り現在に至りました。平和に関しては一貫して、日本政府にそして世界に市民を代表して声を上げることがその責務だと思います。

松井市長の朝日新聞のインタビュー記事(5月18日)を読むと、核禁条約についての会見で「平和首長会議では政治問題として、条約への署名や批准を言っているが、平和宣言は違うものにしたい」と述べ、「政争の具にしたい」「使い分けている」などと発言しています。

私は残念に思いました。広島市長は市民の代表で、ひとりしかいません。その市長が、平和をめぐる2つの立場で発信しているのです。使い分ける必要があるのでしょうか。

Q → 平和をめぐる、なぜ広島市長と平和首長会議会長の立場を使い分けなければならないのですか？

A → 広島市長の立場では「平和宣言」を通して、本市の根源的なメッセージを県外内に発信している。平和首長会議では、会長の責務は世界的な平和都市のネットワークの発展と加盟都市を牽引することである。

【平和首長会議】反核運動を促進する世界の地方自治体で構成される国際機構。加盟都市相互の緊密な連帯を通じて世界恒久平和の実現に寄与することを目的に昭和57(1982)年に当時広島市長の荒木武の呼びかけにより設立。首長が参加を表明すれば、その地方自治体は核兵器廃絶を目指し、そのための交渉を推進することを約束する。平成3(1991)年には国連経済社会理事会のNGOに登録。世界165か国・地域の8019都市が加盟。日本国内は1734都市が参加(2021年3月現在)

ツッコミ

国際平和文化都市、被爆都市の首長が発信すべき事は「恒久平和を願うこと」「核廃絶を訴えること」なので、わざわざ使い分けをする必要はないと思います。組織は違えど「ヒロシマの心」はひとつです。

●市立看護専門学校～修学資金制度と校長人事

修学資金制度は、将来広島市内で看護業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、看護業務の従事者を確保することを目的に実施しているものです。

学年ごとに成績上位者12名に対し、月額32,000円を貸与し、卒業後は貸与期間に相当する期間、継続して広島市内で看護業務に従事することで返還が免除されます。

Q → 市内を問わず市外でも県内で従事するのであれば返還しなくてもよい仕組みに変更したらどうですか？

A → 看護師等不足の中、確保困難な地域があります。看護師等を志す学生にとって、魅力的な制度にする観点から、今後は貸与対象者の拡大を含め、制度の見直しを行っていきます。

全国では公立の看護専門学校の校長は看護職である学校が多勢を占めていますが、未だに広島市立看護専門学校の校長は市立病院機構所属の医師が兼任です。

このような時代だからこそ自立と責任を持ち、看護職が校長として看護教育を推進するべきではないでしょうか。

Q → 看護は看護学として独自のカリキュラムを持っていますので医師から指導を受けることはほとんどありません。看護職が校長として責任をもって看護教育を推進するべきと思うのですがどのように考えますか？

A → 医師等の非常勤講師や看護職員の派遣、臨床実習の受入れなど、市立病院の協力が不可欠です。このため、市立病院の副院長職の医師に校長をお願いし、同病院との連携・調整を図っています。また、経験豊富な医師が医療全般に関する知識や技能などの助言を看護教員に行うことにより、資質向上にも繋がっています。医師が適任と考えます。

Q → 看護の教育は看護師の方がよく分かります。市立病院の副院長職の医師に校長をお願いしているのでしたら、看護師の副院長職がいるわけですから、見直しができるのではないのでしょうか？

A → 市立病院との協力関係のもとでの運営を重視し、また医療という行為に関しましては医師が統括し全体を見ているということから校長は医師が行うのが適任と考えます。

ツッコミ

修学資金制度の対象を成績上位者ではなく、経済的に困っている学生にするべきです。また、トップ人事として、2021年7月1日から、市立病院機構のトップは医師ではない行政事務職が理事長になりました。あんなに答弁で医師が適任と言っていたのに、言う事とやる事が違いすぎます。

●コロナワクチン接種が遅い！

世界中を席卷し猛威を振るっているコロナウイルス！毎日感染者数が報道され、全国と感染比較しながら何とか早く終息しないかと祈る思いです。しかし、終息どころか次々とウイルスが変異し「デルタ株」となり、今は南米ペルー由来とされる「ラムダ株」が8月6日に国内で初確認されました。この「ラムダ株」、厄介なことに今接種しているワクチンの効き目が悪いとされています。この変異株が拡大するとどうなるのでしょうか…。

ワクチン行政は、国→県→市町村と指示が伝達されるのですが、実際に今どのくらいのワクチンが広島にあるのか不透明で、市民に接種券が届いてもワクチンがなければ予約も取れません。

私は県と市が十分に情報共有をするべきだと強く思っています。厚生委員会で質問を繰り返すのですが、明確な答弁はつかめません。国が右往左往するので、広島市も困惑している?! というのが実態です。

Q → 市民からのご意見、問い合わせとして「なぜ、他都市に比べてワクチン接種が遅いのか」という疑問が寄せられています。率直に遅いという認識はありますか？また、その理由の説明をお願いします。

A → 国から、県からの情報を待っているという状態でして……

とにかく、よくわからない中、物事は動いています。特にコロナ対策は「ヒト、モノ、カネ」を上手く調整し、適切な対応をすることが重要です。いったいリーダーは誰なのか…担当大臣と県知事と市長とが連携し、分かりやすい説明を県民、市民に伝えるべきです。実態が見えません！

ツッコミ

●社会的養護の必要な子どもと特定妊婦

生涯にわたり生みの親と暮らせない子どもたちが、日本には約4万5,000人います。国連のガイドラインによると、こうした子どもたちは里親制度や養子縁組を通じて家庭で暮らすことが望ましいとされていますが、日本では現在、約80%が乳児院や児童養護施設などの施設、約20%が里親家庭やファミリーホームで暮らしています。日本でも子どもが家庭で暮らせるようにする取り組みが必要です。安定した家庭で特定の大人の愛情に包まれて育つために作られた公的な制度が特別養子縁組です。子どもと育ての親は家庭裁判所の審判によって戸籍上も実の親子となることができます。2020年4月1日からは養子になる子どもの年齢が6歳未満から15歳未満に引き上げられました。また実親の同意については、これまで審判決定前ならいつでも撤回できましたが、出産後2か月を経て、家裁で同意をした後に2週間経つと撤回できなくなりました。これで養子制度がすすむことを期待しています。

Q → 広島市児童相談所に、専任で関わる職員の配置が必要ではありませんか？

A → 専任の児童福祉士3名、児童心理士2名を配置し、複数の職員を配置することで継続した途切れることのない支援に努めています。今年度から里親支援業務の一部を民間の社会福祉法人に委託し、より専門性のある継続した支援が行えるよう取り組んでいます。

Q → 民間あっせん機関が、廃業しても「出自を知る権利」が守られるよう情報の一元化や電子化が必要ではないでしょうか？

A → 民間あっせん機関は、法令等で児童、実父母、養親に関する情報や経緯などを記載した帳簿の備え付け及び保存が義務付けられており、業務の廃止の際には、帳簿を所管行政庁又は事業を継続する他の民間あっせん機関に引き継がなければいけません。情報の電子化等については、情報管理としてどの方法が適切なのかを含め検討します。

市内民間あっせん機関は無償で行っています。調整のための旅費、通信費など行政からの援助があるべきです。

特定妊婦とは、児童福祉法に明記され、貧困を抱えていたり望まぬ妊娠をしたなど、出産前から支援が必要と行政が登録する妊婦のことです。制度が始まった平成21(2009)年から10年間で約7倍と大幅に増え、平成30(2018)年は全国で7,223人。主に市区町村が設置し、児童相談所などで構成する「要保護児童対策地域協議会」に登録されると保健師等による家庭訪問などの支援対象になります。登録された人数も地域間でばらつきがあり、支援が必要な妊婦が十分に把握できていません。産んだ赤ちゃんを母親が遺棄、虐待する事件は後を絶ちません。

Q → 過去3年間において特定妊婦が何例ありましたか？

A → 平成30(2018)年度 83名、平成31(2019)年度 64名、令和2(2020)年度 70名

Q → 広島市でも「産前・産後母子支援事業」を本格的に始動するべきではないですか？

A → 現在は妊娠期から出産後の養育への継続した支援を行っています。広島県では、コーディネーターを配置し相談支援等を行っており広島市民も利用可能です。「産前・産後母子支援事業」は効果的かつ継続的に支援を行う必要があることから、ニーズ、施設の意向や受入体制、広島県や他都市の実施状況等の把握を行い、それを踏まえて現行の支援体制に取り入れるかどうかについて検討したいと考えています。

【産前・産後母子支援事業】支援強化を図ることを目的に国の補助事業で、コーディネーターや看護師の配置による相談支援等に加え、令和2(2020)年から産前・産後を通じて住まいを提供する等の日常生活の援助も出来ることになっています。

5/14 議会改革推進会議	18 本議会(一般質問)	20 被ばく遺構視察 黒い雨上告断念申し入れ
17 青空市政相談(タカノ橋)	21-22 本議会(一般質問)	25 クリーン太田川 参加
21 厚生委員会	23-24 常任委員会	31 袋町慰霊祭
6/1 政策立案委員会	25 本議会(討論・採決)	8/5 公務員追悼式 参列
7 政策立案委員会	7/1 議会改革推進会議	6 広島原爆の日 式典参列
9 会派勉強会	3 高齢社会をよくする女性の会・広島 運営委員会 出席	11 厚生委員会視察(中止)
15 本会議(市長説明)	12 厚生委員会	12 議会改革推進会議

KYOKO'S SELECTION

《現代日本政治史～「改革の政治」とオルタナティブ～》 著者；大井赤亥 出版；ちくま書房

政治の対立軸がよく分からない。与党も野党も変わらないという声がよく聞かれます。広島出身の新進気鋭の政治学者がハッキリと、この30年間の保守政治の対立競争を解説してくれます。新鮮な視点と新たな展望は、コロナ禍における新しい政治への風を巻き起こす予感がします。



サッカースタジアム建設予定地の中央公園から

旧陸軍の輸送部隊「中国軍管区輜重兵補充隊(輜重隊)」施設の被爆遺構!

2020年より始まったサッカースタジアム用地の建設工事で「中国軍管区輜重(しちょう)兵補充隊(輜重隊)」施設の被爆遺構が見つかりました。

今春から広島市文化財団(外部団体)は、本格的に被爆遺構を調査し記録を残す為、被爆当時の地層を掘り出しました。

市議会議員の希望者のみ(密を避け3グループに分かれ)視察、範囲は広く(約14,000㎡)、軍隊生活を伝える食器類や鉄兜などが見つかっています。

広島は軍都ですから、このような遺構があるのは当然だと思います。しかしサッカースタジアム建設がなければ、遺構は地下に埋もれたままで知る由もなかったのです。

数十人の人達が炎天下の中、丁寧に作業をされていました。話を聞くと、発掘作業の人員は人材派遣会社に委託され、遠くは北海道や東北から来られています。

令和4年度までの発掘調査費用は8億3100万円。記録保存し、調査終了後は埋めて、その上にサッカースタジアムを建設します。



やっぱり出土しました。広島の貴重な遺構ですがやむなく…。戦争の記録は保存したい。

【中国新聞の記事より】

中国軍管区輜重兵補充隊(輜重隊)とは、馬や自動車で、武器弾薬や食糧の運搬を担う部隊で、隊員はここで訓練後に戦地に赴いた。広島城西側に輜重兵第5小隊として1880(明治13)年に発足。その後には拡張や改称をした。「広島輜重兵隊史(1973年刊)」は原爆の被爆死・行方不明者は計423人、負傷者は343人に上ったとしている。

委員会は広島市議会のHPで音声でのみ聴くことができます。

今期の役割が決定!

★厚生委員会

★安心社会づくり対策特別委員会

★議会改革推進会議

2021年7月1日実施

オンラインで東京の講師の講演を受講しました。

講演会「議員報酬削減と定数」について

コロナウィルスの影響で遠隔操作により、いつも議会改革推進会議が使用している部屋で議員たちが講義を聴きました。私の質問(議員の定年制、報酬削減についてどのように考えるか)は時間切れで、講師に文書で問合せをしました。

青空市政報告・相談

コロナ感染予防対策のルールを守り行います。

日時:R3年 9月13日(月)
13:30~15:00

場所:タカノ橋商店街 中央通り

馬庭恭子事務所



広島市中区大手町2-5-11-204